

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	野口 (野口町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個人農家が水稻を中心に耕作をしているほかは、一人の認定農業者が露地野菜を栽培している。集落内の農地については近隣集落からの入り作が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に栽培をしているほか、一部、露地野菜、景観作物を栽培している。今後も、水稻を中心に栽培を継続し、近隣耕作者と合わせて集落の農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合は集落内外の担い手に耕作を引継ぎ、緩やかに集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
権利設定をする場合は農地中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道などの維持保全を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外より、耕作希望者があれば、市、JAと連携を図りながら定着に向けての取組みを図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるものについては作業委託の検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農道、水路の保全管理を図っていく。